明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔府令・省令〕

○農業信用基金協会の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書並びに計算に関する命令の一部を改正する命令（**内閣府・農林水産**四）　一

〔省　令〕

○南極地域の環境の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令（**環境**一七）　九

〔告　示〕

○農業信用基金協会の経営の健全性を判断するための基準を定める件の一部を改正する件（**金融庁・農林水産**九）　三

○農業協同組合法第十条第六項第八号に規定する主務大臣の定める者等を定める件の一部を改正する件（**同**一〇）

○株式会社日本政策金融公庫法別表第一第八号の下欄に掲げる資金を指定する等の件の一部を改正する件（**財務・農林水産**一七）

〔公　告〕

諸事項

官庁
建設業の許可の取消処分関係　一三
裁判所
破産、免責、再生関係　一五
特殊法人等
平成二十一事業年度財務諸表（独立行政法人医薬基盤研究所・独立行政法人環境再生保全機構）、独立行政法人産業技術総合研究所特定計量器型式承認、土地家屋調査士名簿登録等関係　四〇
地方公共団体
行旅死亡人関係　七九
会社その他　八〇
会社決算公告　八二

府令・省令

○内閣府・農林水産省令第四号

農業信用保証保険法（昭和三十六年法律第二百四号）第四十二条の規定を実施するため、農業信用基金協会の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書並びに計算に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十二年八月十二日

内閣総理大臣　菅　**直**人
農林水産大臣　山田　正彦

農業信用基金協会の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書並びに計算に関する命令の一部を改正する命令

農業信用基金協会の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書並びに計算に関する命令（平成十七年内閣府農林水産省令第六号）の一部を次のように改正する。

付録中「農業者等（法第二条第一項に規定する農業者等をいう。）が法第二条第二項各号に掲げる」を「法第二条第一項に規定する農業者等（その者が農業協同組合である場合には、その組合員を含む。）が同条第二項に規定する」に改める。